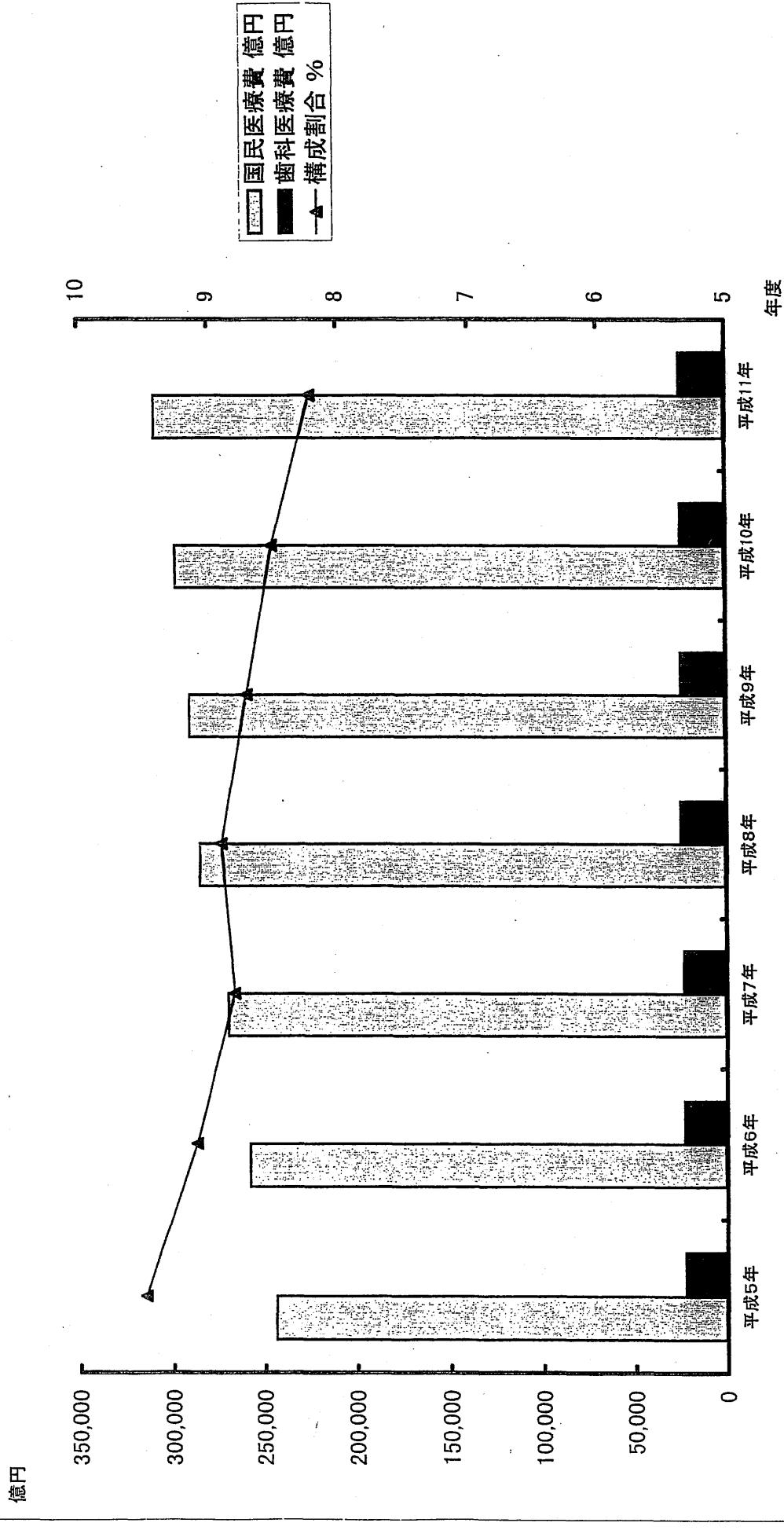


参考資料 15

歯科診療報酬に関する資料

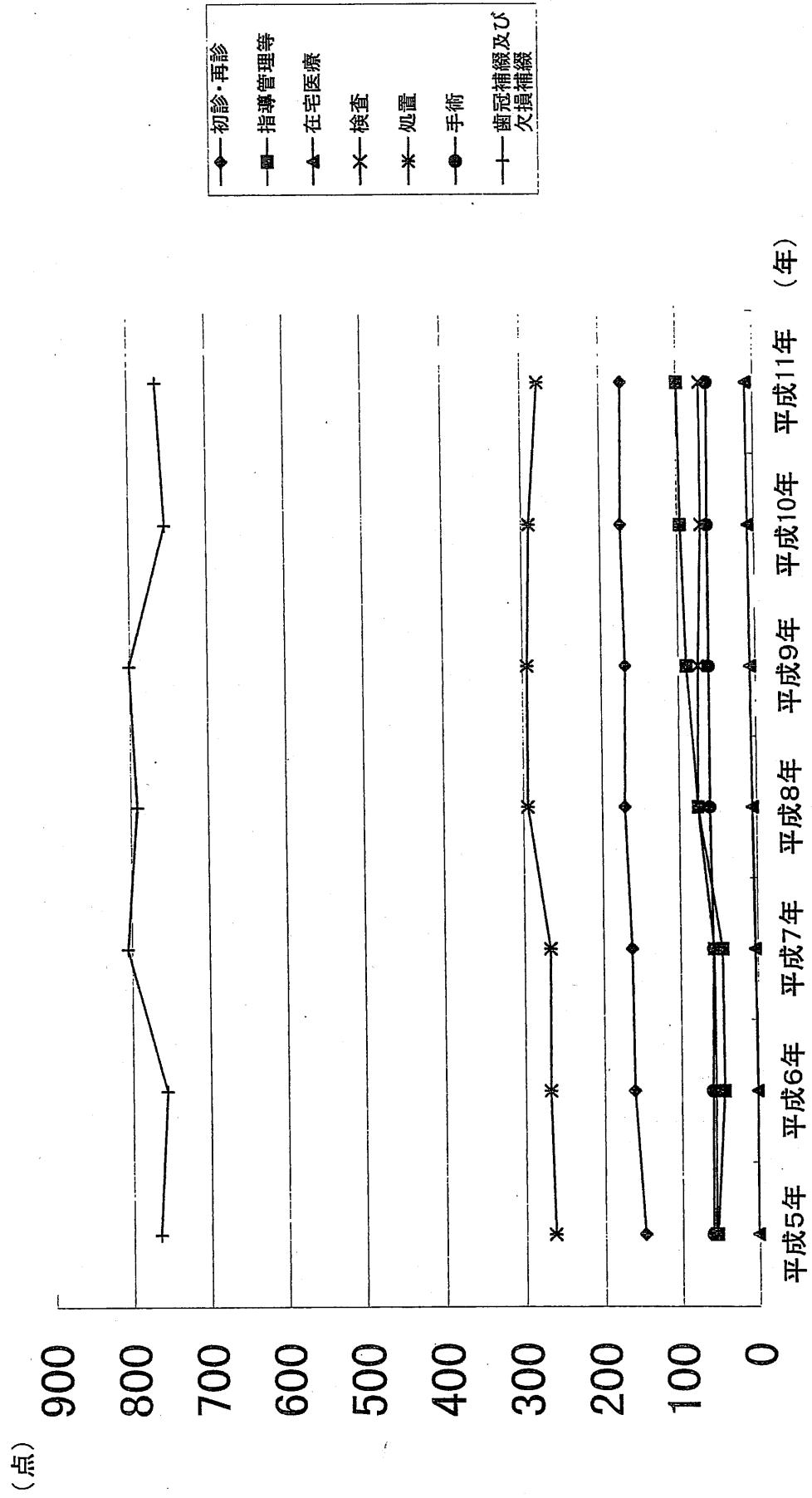
1. 歯科医療費等の現状	
○歯科医療費及び歯科医療費構成割合の年次推移	1
○診療行為別1件当たり点数の年次推移	2
○診療行為別1日当たり点数の構成割合	3
2. 機能分担と連携	
○かかりつけ歯科医機能の評価	5
○高次歯科医療を担う病院歯科の機能評価	9
3. 補綴物の長期維持管理	
○補綴物維持管理について	10
○義歯の長期維持管理について	12
4. 予防的治療技術の例	14
5. 歯科診療行為の包括評価	15
6. 在宅歯科医療における主な点数	16
7. 情報提供に係る診療報酬の現状	17
8. 8020運動について	18

歯科医療費及び歯科医療費構成割合の年次推移



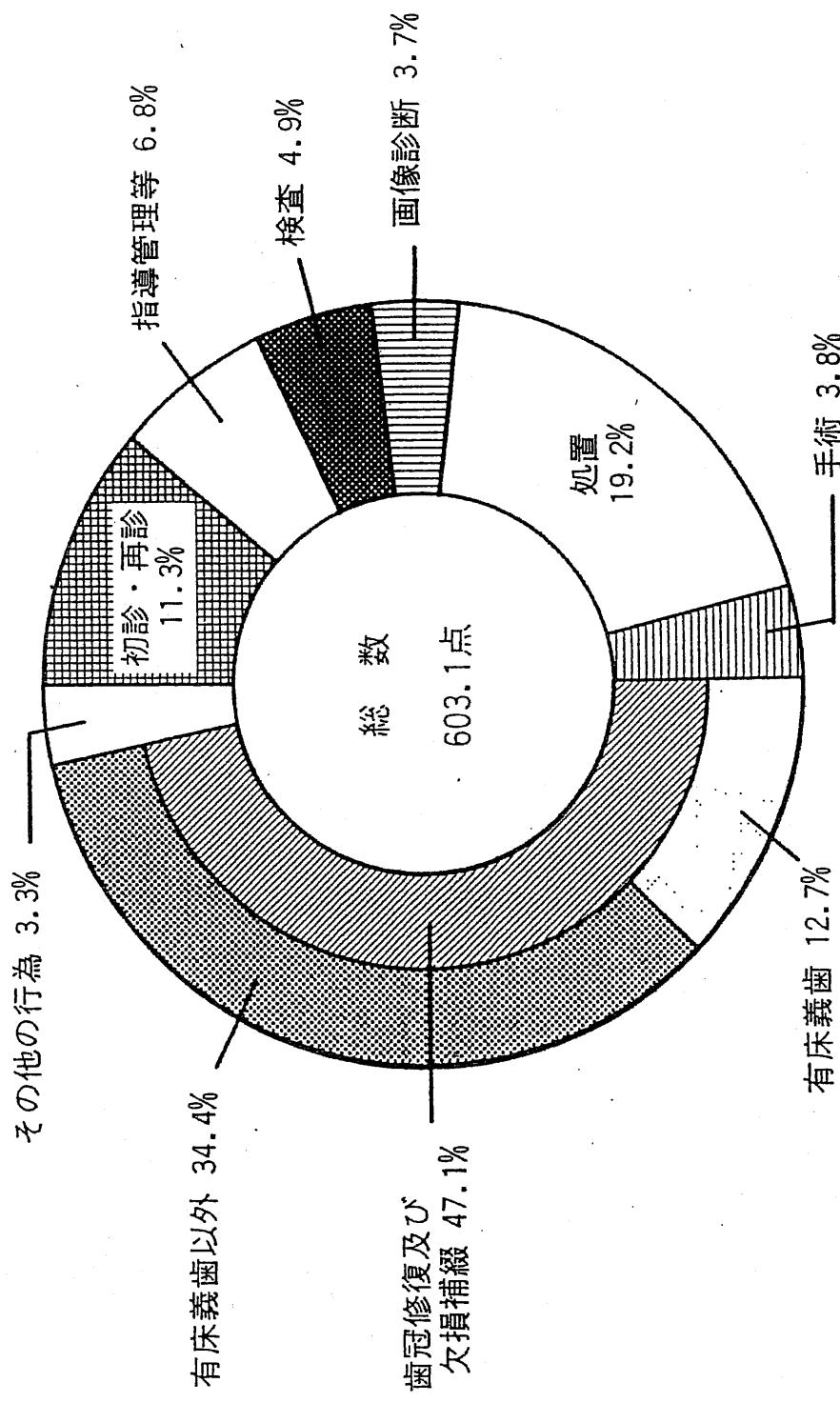
資料：国民医療費

診療行為別1件当たり点数の年次推移



資料：平成11年社会医療診療行為別調査

診療行為別 1 日当たり点数の構成割合
(平成 11 年 6 月審査分)



注： その他の行為は、「在宅医療」「投薬」「注射」「リハビリテーション」「麻酔」「放射線治療」「歯科矯正」「入院」及び「その他」である。

資料：平成 11 年社会医療診療行為別調査

一般医療一老人医療・年齢階級・診療行為別1件当たり点数、

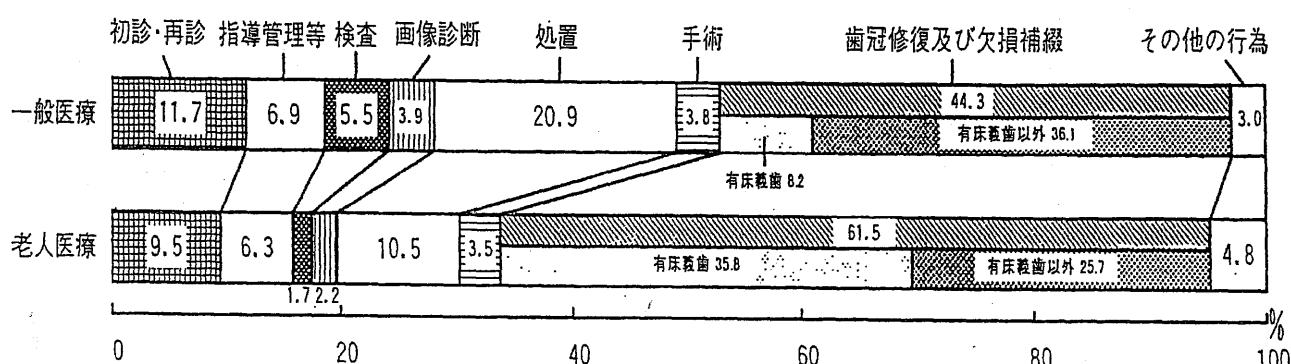
1日当たり点数、1件当たり日数

(平成11年6月審査分)

診療行為	一般医療				老人医療		
	総数	0~14歳	15~39歳	40~69歳	総数	70~79歳	80歳以上
1 件 当 た り 点 数							
総 初 指 在 検 画 投 注 リ 处 手 麻 放 冠 齒 入	1 404.9 164.4 96.8 1.3 77.5 55.5 27.2 1.4 0.1 293.6 53.6 4.1 射 線 治 療 冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴 歯 科 矯 正 入 院 及 び そ の 他	791.4 179.0 46.7 - 15.9 26.6 8.9 0.2 0.2 205.8 28.6 4.1 - 272.3 1.1 2.0	1 396.5 158.5 106.7 0.5 91.8 70.3 31.1 1.3 0.3 341.0 53.2 5.8 0.0 527.6 0.5 7.8	1 599.3 163.2 106.9 2.1 88.6 56.3 30.7 1.7 0.0 294.8 61.6 3.2 0.2 781.9 - 8.0	1 986.3 188.8 124.4 49.3 33.3 44.6 29.8 2.2 0.3 209.2 69.2 2.5 0.5 1 220.6 - 11.7	1 959.5 186.2 127.4 34.5 31.4 46.3 30.8 1.9 0.3 223.8 70.9 2.6 0.4 1 193.2 - 9.6	2 090.6 198.8 112.9 106.9 40.9 37.9 25.8 3.3 0.0 152.1 62.5 1.8 0.5 1 327.4 - 19.7
1 日 当 た り 点 数							
総 初 指 在 検 画 投 注 リ 处 手 麻 放 冠 齒 入	584.1 68.4 40.2 0.5 32.2 23.1 11.3 0.6 0.1 122.1 22.3 1.7 0.0 258.6	433.6 98.1 25.6 - 8.7 14.5 4.9 0.1 0.1 112.8 15.7 2.2 - 149.2	594.7 67.5 45.4 0.2 39.1 29.9 13.2 0.6 0.1 145.2 22.7 2.5 0.0 224.7	611.3 62.4 40.8 0.8 33.9 21.5 11.7 0.7 0.0 112.7 23.6 1.2 0.0 298.9	721.5 68.6 45.2 17.9 12.1 16.2 10.8 0.8 0.1 76.0 25.1 0.9 0.1 443.4	706.5 67.1 45.9 12.4 11.3 16.7 11.1 0.7 0.1 80.7 25.6 0.9 0.2 430.2	782.1 74.4 42.2 40.0 15.3 14.2 9.7 1.2 0.0 56.9 23.4 0.7 0.2 496.6 - 7.4
1 件 当 た り 日 数							
	2.41	1.83	2.35	2.62	2.75	2.77	2.67

注：年齢階級の「70～79歳」には、「65～69歳」で老人保健法の適用を受ける者を含めている。

一般医療一老人医療・診療行為別1日当たり点数の構成割合 (平成11年6月審査分)



注：その他の行為は、「在宅医療」「投薬」「注射」「リハビリテーション」「麻酔」「放射線治療」「歯科矯正」「入院」及び「その他」である。

かかりつけ歯科医機能の評価

1 趣旨

患者への治療計画等の情報提供を含めた継続的な歯科医学的管理を行うかかりつけ歯科医を評価する。

2 具体的内容

地域において継続的な管理を行うかかりつけ歯科医機能の評価

「かかりつけ歯科医初診料」 270点
「かかりつけ歯科医再診料」 40点

[算定要件]

- ① 初診時に患者に同意の上で歯科疾患の状況を総観的に診査し、治療計画を立案
- ② 治療計画の内容を文書により患者に情報提供
- ③ 患者自身が視覚的に理解できる石膏模型又は口腔内写真を用いて説明
- ④ 当初の治療計画に基づく治療終了後から一定期間以内の再度の受診についてはかかりつけ歯科医再診料を算定

(参考)

「歯科初診料」 186点
「歯科再診料」 38点

3 届出状況

- かかりつけ歯科医初診料の届出状況
(H12.7.1 現在)

歯科保険医療機関数	65,406
届出医療機関数	43,503 → 66.5%

かかりつけ歯科医機能を評価している主な点数

	点 数	算定要件
かかりつけ歯科医初診料	270点	<ul style="list-style-type: none"> 病名、症状、治療内容及治療期間等に関する治療計画を策定し、その内容について、スタディモデル又は口腔内写真を用いて説明した上で、文書により情報提供を行った場合に算定
継続的歯科口腔衛生指導料	<p>96点 ※月1回を限度に算定</p> <p>フッ化物歯面塗布加算 80点</p> <p>フッ化物洗口指導加算 80点 ※継続的な歯科口腔衛生指導の実施期間中に患者1人に限り1回</p>	<ul style="list-style-type: none"> 齲蝕多発傾向者又はその家族等に対し、口腔の状態、心身の状態等について、療養上必要な指導を行った場合に算定 主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士がフッ化物局所応用による指導管理を行った場合に算定 主治の歯科医師又はその指示に基づき歯科衛生士が4歳以上の齲蝕多発傾向者又はその家族等に対して、フッ化物洗口に係る薬液の取扱い及び洗口法に関する指導を行った場合に算定
補綴物維持管理料	<ul style="list-style-type: none"> 歯冠補綴物 150点 支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が5歯以下の場合 500点 支台歯とポンティック（ダミー）の数の合計が6歯以上の場合 670点 	<ul style="list-style-type: none"> 補綴物の維持管理を行う旨を地方社会保険事務局長に届け出た医療機関は、冠やブリッジの装着時に装置毎に算定 同一の医療機関で2年以内に当初と同等の冠やブリッジを再製作する場合、原則として再製作に係る技術料の算定は行わない。 案内書の交付（医療機関名、装着日、補綴部位等を明記） 院内掲示